

「商品の包装袋」原産地表示・不正競争行為差止等請求事件：東京地裁平成 22(ワ)47173・平成 24 年 10 月 25 日（民 46 部）判決〈請求棄却〉

【キーワード】

桜葉の原産地，国産か中国産か，不競法 2 条 1 項 13 号（原産地誤認表示惹起行為），同法 3 条 1 項（差止請求），同法 4 条（損害賠償請求）

【事案の概要】

本件は，和菓子などに用いられる桜葉塩漬の製造，販売等を業とする原告（橋本屋商店株式会社・有限会社丸後食品）らが，別紙商品目録 1 記載の各商品（以下「被告商品 1」という。）及び別紙商品目録 2 記載の各商品（以下「被告商品 2」といい，「被告商品 1」と併せて「被告各商品」という。）は，いずれも桜葉の原産地が「中国」の桜葉塩漬であるのに，被告株式会社外岡商店（以下「被告外岡商店」という。）において別紙表示目録 1 記載の表示（以下「被告表示 1」という。）を包装袋に付した被告商品 1 を販売する行為及び被告商品 1 の広告に被告表示 1 をする行為が，被告株式会社富澤商店（以下「被告富澤商店」という。）において別紙表示目録 2 記載の表示（以下「被告表示 2」といい，「被告表示 1」と併せて「被告各表示」という。）を包装袋に付した被告商品 2 を販売する行為及び被告商品 2 の広告に被告表示 2 をする行為が，それぞれ不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号の不正競争行為（原産地誤認表示惹起行為）に該当すると主張して，被告らに対し，同法 3 条 1 項に基づき，被告各表示を包装袋に付した被告各商品の販売等の差止めを求めるとともに，同法 4 条に基づき，損害賠償の支払を求めた事案である。

【判 断】

1 被告らの不正競争行為（請求原因(2)）の成否について

(1) 請求原因(1)，(2)ア及びイの事実は，当事者間に争いがない。

原告らは，被告各商品の桜葉の原産地は「中国」であるから，被告各商品に「国産」ないし「伊豆産」と表示（被告各表示）をすることは，原産地誤認表示に当たり，被告らによる被告各表示を包装袋に付した被告各商品の販売行為及び被告各商品の広告に被告各表示をする行為は，不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号の不正競争行為に該当する旨（請求原因(2)ウ及びエ）主張する。

原告らは，被告各商品の桜葉の原産地が「中国」であることの根拠として，X社作成の平成 22 年 6 月 8 日付け本件分析試験報告書の分析結果を挙げるので，以下において，その分析結果の有効性ないし信頼性について検討する。

ア 安定同位体比分析による桜葉塩漬の桜葉の産地判別の概要

証拠（甲 9 ないし 12，14 ないし 25，42，44 ないし 48（枝番の

あるものは枝番を含む。)) 及び弁論の全趣旨を総合すれば、X社が行う安定同位体比分析による桜葉塩漬の桜葉の産地判別の概要は、次のようなものであることが認められる。

(ア) まず、試料中の窒素、炭素及び酸素の安定同位体比を専用の安定同位体比質量分析装置を用いて測定し、当該試料の同位体比が標準試料の同位体比に比べてどれくらい隔たっているかを千分率偏差(‰)で表した値で示す。

- a 安定同位体比の測定は、例えば、炭素又は酸素の場合、安定同位体比質量分析装置を構成する「元素分析計」で、試料を燃焼させて生じた二酸化炭素を単離し、安定同位体比質量分析装置を構成する「質量分析計」で、二酸化炭素をイオン化した後、質量の異なる二酸化炭素イオンを磁場の中で分離し、これを電流として検出し、その割合の計算を行って、炭素安定同位体比又は酸素安定同位体比を割り出す。
- b 標準物質は、窒素は空中窒素(「Air」)、炭素は矢石化石(ベレムナイト)(「PDB」)、酸素は標準平均海水(「SMOW」(VSMOW))である。

窒素安定同位体比は、標準物質である空中窒素の14Nに対する15Nの存在割合(0.365%/99.635%)と分析対象の14Nに対する15Nの存在割合がどれくらい隔たっているかを千分率偏差(‰)で示したものであり、「15N」という。同様に、炭素安定同位体比12Cに対する13Cの存在割合の千分率偏差(‰)を「13C」、酸素安定同位体比18Oに対する16Oの存在割合の千分率偏差(‰)を「18O」という。

例えば、分析対象試料の「13C」は、次の計算式で算定される。

$$13C(試料) = \{ (13C/12C試料) - (13C/12C標準物質) \} \div (13C/12C標準物質) \times 1000$$

(イ) 次に、分析対象試料の窒素、炭素及び酸素の3元素の安定同位体比の分析値から、産地別の安定同位体比データベースを統計分析(統計解析)して得られた「判別式」を使って、「判別得点」を得る。この判別得点の値により、試料の原産地が国産か、中国産かを判別する。

産地別の安定同位体比データベースは、判別の基礎となるものであり、この基礎データは各産地で直接採取した検体のデータを蓄積・更新し、あらかじめ由来が明確な検体を分析して構築されたものである。このデータベースから、グループを分ける判別関数を算出し、この関数(判別式)を用いて、分析対象試料がどの産地グループに入るかを判別する統計解析の判別分析の手法を用いている。

イ 本件分析試験報告書の記載内容

(ア) 「検査及び判定方法」

「TC/EAIR-MS及びEAIR-MSによる炭素，窒素，酸素安定同位体比分析 検体より得られた炭素，窒素，酸素安定同位体比値の多変量解析による桜葉産地判別分析」

(イ) 「分析結果」

a 「試料名：桜葉漬（外岡食品），検体量：118g（測定重量），報告書番号N10YJJ004」（甲9の2，12）

「検査項目」	「検査結果」
窒素安定同位体比（ ^{15}N vs Air）	- 0.5‰
炭素安定同位体比（ ^{13}C vs PDB）	- 26.2‰
酸素安定同位体比（ ^{18}O vs VSMOW）	27.8‰
判別得点	3.26
判別	中国産

b 「試料名：桜葉塩漬（国産）ホームメイドショップKIKUYA，検体量：99g（測定重量），報告書番号N10YJJ006」（甲9の3，13）

「検査項目」	「検査結果」
窒素安定同位体比（ ^{15}N vs Air）	2.0‰
炭素安定同位体比（ ^{13}C vs PDB）	- 26.4‰
酸素安定同位体比（ ^{18}O vs VSMOW）	24.1‰
判別得点	2.22
判別	中国産

c 「試料名：特撰桜葉塩漬（伊豆産）富沢商店，検体量：83g（測定重量），報告書番号N10YJJ008」（甲9の4，14）

「検査項目」	「検査結果」
窒素安定同位体比（ ^{15}N vs Air）	0.5‰
炭素安定同位体比（ ^{13}C vs PDB）	- 26.8‰
酸素安定同位体比（ ^{18}O vs VSMOW）	27.0‰
判別得点	2.88
判別	中国産

d 「試料名：真空包装桜葉漬(株)外岡商店，検体量：1288g（測定重量），報告書番号N10YJJ014」（甲9の7，17）

「検査項目」	「検査結果」
窒素安定同位体比（ ^{15}N vs Air）	1.2‰
炭素安定同位体比（ ^{13}C vs PDB）	- 26.0‰
酸素安定同位体比（ ^{18}O vs VSMOW）	27.7‰
判別得点	3.73

判別 中国産

(ウ) 「結果注釈」

「判別基準点0 国産 < 0 輸入(中国) > 0

中国産については、浙江省産の桜葉の値を示す(参照)

中国産の分析に関して、合肥産桜葉に、伊豆産と近似する値を示すものがある。

当該検体による影響で中国産を国産判定する可能性があることから、中国産について合肥産を除く(浙江、江蘇省産桜葉)判別を実施し、さらに合肥産についての判別とする二段階判別に改定し判別を実施。(注意)中国産(合肥)桜葉に国産と近似するものが存在し、中国産について、国産と判別されるものがあります。

このため、本検査については、表示された原産国の確認を行うものとして、原産国不明の場合、判別精度が85%程度に低下する事を追記します。(原産国表示についての確認の場合、国産表示の判別精度は94.3%、一方中国産表示の判別精度は、90.2%となります。

これは、判別に際して、中国国内産地についても、合肥、浙江、江蘇など産地グループを分ける事で統計上の誤判定を抑制するものです。

一方、ブラインドによる判別の場合、適正なグループ分けによる判別が困難となり、全体をまとめて統計処理する事から、判別精度が低下します)」

ウ 検討

(ア) まず、前記アの認定事実を総合すると、本件分析試験報告書に係る判別方法による安定同位体比の測定は、安定同位体比質量分析装置を用いて行われるので、分析対象試料の一部が存在していれば、同一又は同種の装置を用いて再測定が可能であるといえる。

しかるところ、本件においては、本件分析試験報告書記載の各検査項目(「炭素安定同位体比」、「酸素安定同位体比」及び「窒素安定同位体比」)の検査結果の各数値については、その信頼性を揺るがす証拠の提出はない。

(イ) 次に、本件分析試験報告書に係る判別方法による産地の判別は、産地別の安定同位体比データベースを基に算出された判別式によって行われているので、判別結果の有効性ないし信頼性は、産地別の安定同位体比データベースが信頼できるものかどうか、そのデータベースから算出された判別式が合理性のあるものかどうか依存しているといえるものであり、これらの検討が必要である。

具体的には、産地別の安定同位体比データベースの基礎データとされた検体を採取した具体的な地域、採取した検体の数、採取した検体の安定同位体

比の分布状況等を確認し、これらを基に行われた産地別のグループ分けが適切なものであるか、安定同位体比の地理的な分布に明瞭な勾配があるかどうかを確認し、さらには、グループ分けの基準とされた判別式が合理的なものかどうかを確認する必要がある。

(ウ) この点に関し、原告らは、X社では、桜葉を場所・季節で細かく分類し、各分類につき採取した総サンプル数が数千に上るサンプルを基礎とするデータベースを構築し、これを基に判別係数、判別式による判別得点を算出し、統計学的方法により重畳的に判別分析を行っており、このように多数のサンプルを基礎とするデータベースを構築して産地を判別することは、科学的な産地判別として認められている、上記数千に上るサンプルの全てについて ^{13}C 、 ^{18}O 、 ^{15}N の分布を三次元分布図で示すとすれば、巨大な用紙を用いることになるが、その場合でも、多数のドットが重なって分布図の意味をなさないことになるので、そのような三次元分布図の作成・提示は無意味である旨主張し、これに沿うX社上級研究員Y作成の平成24年7月11日付け報告書(甲61)の記載部分がある。

a しかしながら、X社作成の正栄食品あての2010年(平成22年)9月7日付け「弊社分析検査結果の流用についてのご通知」と題する書面(甲12)には、「国産桜葉が、正当な国産か否かは、桜葉のような栽培地域が極めて限定されている商品の場合、商品の原料由来という畑(またはその栽培町村)まで、現時点においても遡って分析が可能です。」、「弊社は、上記弁護士よりの指摘を受け、中国産桜葉の資料集積を徹底して実施し、かつ国内に流通する国産表示の桜葉についての徹底したモニタリング調査を開始しました。」、「この結果については、弊社の分析技術の正当性を証明する上で、当然の事項であり、近日中にその結果を公表予定しています。」、「また西伊豆町、松崎町、南伊豆町において、本年3月以降4派に渡り桜葉の収集を実施し、現在西伊豆の桜葉生産地域を詳細に網羅した安定同位体比データベースを完成させました。」、「当該地域における桜葉のデータは、3月、5月、7月、8月の季節変動を含め、総数において280件に及ぶものであり、すべての桜葉はその由来畑に至るまで由来が明確なものとなっています。」、「従いまして、ある国産桜葉がどの地域の桜葉を使用しているとすれば、当該地域の桜葉データとの照合が可能な水準に到達しています。この地域に該当しないデータは、すなわち本来、伊豆産と表示するに該当しない製品という事になります。」との記載がある。上記記載によれば、平成22年9月7日時点におけるX社の国産桜葉の安定同位体比データベースのデータの総数は280件であったことがうかがわれるから、上記時点より作成時期が前の同年6月8日付け本件分析試験報告書記載の分析結果が、そもそも原告らが主張するよう

な総サンプル数が数千に上るサンプルを基礎とする桜葉の安定同位体比データベースに基づいてされた判別分析の結果であるといえるのか疑わしいといわざるを得ない。

- b また、Z東大教授作成の「判別分析」と題するスライド資料（甲44）中に、「判別分析に必要なサンプルの数」として、「グループがきれいに分かればサンプルは少なくても良い」、「より正確な判別関数を求めるにはサンプルは多い方が良い」、「判別関数に用いる変数の数（ p ）が増えれば、サンプルは多く必要、ただし、（サンプル数/変数の数）は減ってもかまわない」、「一つの目安：最もサンプルの数の少ないグループに含まれるサンプルが $3p$ 以上」との記載（最終頁）があることに照らすならば、判別分析に必要なサンプル数は、必ずしも多数である必要はなく、「グループがきれいに分かればサンプルは少なくても良い」し、また、原告らが主張するような $13C$ 、 $18O$ 及び $15N$ の分布を示した三次元分布図でなくても、 $13C$ 、 $18O$ 又は $15N$ のいずれか二つの組合せによる分布図で、判別の基礎としたグループ分けを示すことは可能であるといえる。

しかるところ、原告らは、本件分析試験報告書に係る産地別のグループ分けが適切なものであるか、安定同位体比の地理的な分布に明瞭な勾配があるかどうかを確認し得る分布図等のデータを提出していないから、グループ分けの基準とされた判別式、ひいてはその判別式によって導出された判別得点が合理的なものかどうかを確認することはできない。

かえて、X社作成の「桜葉春葉安定同位体比分布図」（甲50）は、甲53記載の「検体」のデータ（検体数172）を基に、縦軸に $18O$ の値を、横軸に $13C$ の値をプロットした分布図であるところ、甲50からは、 $18O$ については、 24‰ 付近を境に、「国産桜葉（春葉）」（ $24\text{‰} \sim 29\text{‰}$ ）と「中国桜（春葉）」（ $20\text{‰} \sim 24\text{‰}$ ）の明確なグループ分けがされていることを読み取ることができる一方で、 $13C$ については、 $-29\text{‰} \sim -26\text{‰}$ 付近に「国産桜葉（春葉）」及び「中国桜（春葉）」のいずれもが混在し、明確なグループ分けがされているとはいえない。

しかるところ、本件分析試験報告書の「検査結果」によると、 $18O$ は、「 27.8‰ 」（前記イ(イ)a）、「 24.1‰ 」（同b）、「 27.0‰ 」（同c）、「 27.7‰ 」（同d）であり、甲50の分布図では、いずれも「国産桜葉（春葉）」にグループ分けされるものであり（ $13C$ は、 $-29\text{‰} \sim -26\text{‰}$ の範囲内にあるから、上記グループ分けの結果と齟齬しない。）、本件分析試験報告書の「検査結果」は、甲50の分布図と相反するものといえる。

c 前記 a 及び b によれば、本件分析試験報告書記載の分析結果は、その判別得点の導出過程について客観的なデータの裏付けがなく、その判別に合理性があるものと認めることはできないから、前記報告書（甲 6 1）の記載部分は採用することはできず、原告らの前記主張は、理由がない。

(エ) なお、原告らは、甲 5 6 記載の 2 0 種類の金属元素の含有量の分析結果は、日本産桜葉と中国産桜葉とで樹形図のようなグループ分けができたことを示すものであり、本件分析試験報告書に係る判別方法とは異なるものであるが、被告各商品が日本産桜葉と異なる特徴を示すとともに、中国産桜葉と類似した特徴も示すものであり、本件分析試験報告書の分析結果の有効性を補強するものといえる旨主張する。

しかしながら、原告ら主張の「樹形図のようなグループ分け」なるもののグループ分けの基準は判然としないし、また、2 0 種類の金属元素の含有量によって日本産桜葉と中国産桜葉とを区別できることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、原告らの上記主張は、採用することができない。

(オ) 以上によれば、本件分析試験報告書記載の分析結果から被告各商品の桜葉の原産地が「中国」であることを認めることはできない。

(2) 次に、原告らは、被告各商品の販売価格は、国産品の販売価格と比較して極めて安価であり、真実の国産品であるならば、被告各商品の販売価格で販売するのは著しく困難を伴うものといえるから、このことは、被告各商品が中国産であることを裏付けるものである旨主張する。

しかしながら、被告各商品の販売価格が安価であることの一事をもって、被告各商品が中国産であることを裏付けることはできず、原告らの上記主張は、理由がない。

他に被告各商品の桜葉の原産地が「中国」であることを認めるに足りる証拠はない。

(3) 以上によれば、被告らによる被告各表示を包装袋に付した被告各商品の販売行為及び被告各商品の広告に被告各表示をする行為が不正競争防止法 2 条 1 項 1 3 号の不正競争行為に該当するとの原告らの主張は、理由がない。

2 結論

以上によれば、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

【論 説】

1 . わが国で販売されている商品の原産地名が商品の包装袋に印刷記載されているのは、今日では当たり前になっているところ、特に何も記載されていないものによっては、国産品であることが普通となっている。ところが、加工食品

に使用されている原材料が外国産であっても、それを輸入して国内で加工製造すれば国産品と命名されており、使用原材料についての国名は特に記載されていない。産地名ではないが、歳暮品としていただいた菓子などには、使用されている原材料名が諸に表示されているとのバランス関係はどうなのかと、一消費者として思うことがある。

本件では、春の桜の時期になると作られて販売される桜餅に使用される桜葉の原産地が中国であるか否かをめぐって、不正競争防止法2条1項13号の該当性の有無が問題になった。

2. 原告らが問題にしたのは、被告らが製造販売する和菓子（桜餅）に使用されている塩漬された桜葉の原産地が中国であるはずなのに、その包装袋や広告に中国産と表示しないばかりか、「国産」や「伊豆産」と表示していることは、原産地誤認表示に当たることになるから、不競法2条1項13号違反の不正競争行為であると主張し、被告らに対し同法3条1項に基づく差止めと同法4条に基づく損害賠償の支払いを求めた事案である。

原告らは、その根拠として第三者であるX社作成の本件分析試験報告書の分析結果を挙げた。

これに対し、裁判所はその分析結果の有効性ないし信頼性について検討した。

X社が行った安定同位体比分析による桜葉塩漬の桜葉の産地判別では、（1）まず試料中の窒素、炭素及び酸素の安定同位体比を、専用の安定同位体比質量分析装置を用いて測定し、（2）次に前記3元素の安定同位体比の分析値から、産地別の安定同位体比データベースを総計分析（統計解析）して得られた「判別式」を使って「判別得点」を得て、その値によって試料の原産地が国産か中国産かを判別する。

前記産地別の安定同位体比データベースは判別の基礎となるもので、この基礎データは各産地で直接採取した検体のデータを蓄積・更新し、あらかじめその由来が明確な検体を分析して構築されたものである。このデータベースから、グループを分ける判別関数を算出し、この関数（判別式）を用いて、分析対象試料がどの産地グループに入るかを判別する手法を用いるのである。

3. そこで、裁判所は、本件分析試験報告書の内容を見ると、分析結果として試料a～dは判別得点からいずれも「中国産」の判別となったが、中には伊豆産と近似する値を示すものもあったことから、中国産について国産と判別されるものもあると認定した。検討すると、まず本件において、前記報告書記載の各種査項目の検査結果の各数値については、その信頼性を揺るがす証拠の提出はない。

次に、本件判別方法による産地判別は、産地別の安定同位体比データベース

を基にした判別式によって行われるから、判別結果の有効性ないし信頼性は、産地別の安定同位体比データベースが信頼できるものかどうか、その判別式が合理性のあるものかどうかを確認する必要があるとした。

その結果、裁判所は、甲 1 2 の書面の記載を見ると、その時点より作成時期が前の平成 2 2 年 6 月 8 日付本件分析試験報告書記載の分析結果が、「そもそも原告らが主張するような総サンプル数が数千の上るサンプルを基礎とする桜葉の安定同位体比データベースに基づいてされた判別分析の結果であるといえるのか疑わしい」と認定した。

また、裁判所は、原告ら提出の X 社作成の「桜葉春葉安定同位体比分布図」（甲 5 0）における記載と本件分析試験報告書（甲 6 1）の検査結果とは相反するものと認定した。すると、前記報告書の分析結果には「その判別得点の導出過程について客観的なデータの裏付けがなく、その判別に合理性があるものと認められることがないから」、前記報告書の記載部分については採用できないと認定し、原告らの主張は理由がないと判断した。

4 . 原告らは、被告各商品の販売価格との極安価を理由に挙げ、この価格は中国産であることを裏付けるものと主張した。

これに対し裁判所は、「被告各商品の販売価格が安価であることの一事をもって、被告各商品が中国産であることを裏付けることはできず」と認定した。

5 . しかしながら、当事者はいずれも同業者であり、住所も近隣しているし、また証人調べをしなかったとしても、それぞれ陳述書を提出していただろうから、裁判所としては、被告らは中国産の安価な桜葉を輸入して販売していたと推認できると思う。したがって、これを否定する強力な証拠を被告らが提出していない以上、裁判所の認定判断はおかしいと思う。まして、「伊豆産」とか「国産」と商品の原産地を被告商品の包装袋に表示していることは、それが真実でないとなれば、虚偽表示になるから、取引者に誤認を与えることは明らかといえる。しかも取引者はその価格の安さから、虚偽の事実を黙認して仕入れ販売するのであろう。

不競法上の問題は、中国産の桜葉が有害性を有する商品であることにあるのではなく、単に表示された原産地名が事実と違うことから、当業者間の不正競争になるという問題なのである。

6 . 原産地の虚偽表示に係る不正競争事件といえは、登録商標「mosrite of California」事件を想起するから、F - 1 8を参照されたい。この事件では、原告が有していた前記登録商標と略同一の商標を使用していた日本国内のエレキギター・メーカー（長野県）に対して、商標権侵害と不競法違反の差止等請

求訴訟において、裁判所はこの標章の中の「of California」は原産地表示に当たらないと認定した。原告は登録商標にある表示のとおり、米国カリフォルニア州ハリウッドで下請製作したギターをわが国に輸入し販売しているのである。

この商標の由来は、もともとカリフォルニア州にいた他人が命名した「mosrite」という標章を、同人の工場で作業して製作技術を熟知していた原告が、同人の死後、ハリウッドにあるギター工房で技術指導して製作させたギターに、その後、日本で登録した前記商標を表示して輸入し販売し、現在に至っているのである。そして、被告は、事件終了後もなお同一商標を使用して製造販売を継続しているようである。

〔牛木 理一〕

(別紙)

商品目録 1

商品名

- (1) 桜葉漬
- (2) 真空包装桜葉漬

(別紙)

表示目録 1

- (1) 原料原産地 日本 静岡県
- (2) 伊豆
- (3) 加工地 日本
- (4) 国産

(別紙)

商品目録 2

商品名

- (1) 特撰桜葉塩漬
- (2) 特撰桜葉の塩漬
- (3) 桜葉の塩漬
- (4) 桜の葉塩漬け

(別紙)

表示目録 2

- (1) 原産地 静岡県南伊豆
- (2) 国 産
- (3) 伊豆産
- (4) 原料原産地 日本(静岡県南伊豆)